

功 労 賞 授 与 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人埼玉県環境計量協議会（以下「埼環協」という。）に貢献した個人等に対して功労賞を授与する場合について定める。

(授与の対象)

第2条 功労賞の授与は、次の各号に掲げる者を対象として行う。

- (1) 埼環協の理事。
- (2) その他、埼環協の会長が必要と認めた者。

(選定の基準)

第3条 功労賞授与の基準は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 埼環協の会長、副会長を務めた者。
- (2) 埼環協の理事、監事の経験があり、埼環協の活動に貢献した者。

(選考)

第4条 被授与者の選考は、総務委員会が会長、副会長に提案し、理事会に諮る。

(被授与者の決定)

第5条 被授与者の決定は、理事会の多数決によって決定する。

(授与の方法)

第6条 授与は、次の第1号のほか、第2号も併せて行う事ができる。

- (1) 表彰状の授与
- (2) 記念品の贈呈（1万円以内）

(その他)

第8条 この規程に定めがなく必要な事項があるときは、理事会で協議し決定する。

- 2 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、平成30年1月1日から施行する。